

令和4年度 第2回  
佐世保市地域包括支援センター運営協議会  
会次第

と き 令和5年3月24日（金曜日）  
午後7時00分～

ところ 佐世保市役所 すこやかプラザ  
6階運動実習室（ハイブリッド形式）

1. 開会

2. 議事内容

- (1) 令和5年度地域包括支援センター業務委託について P 1
- (2) 令和5年度地域包括支援センター運営方針及び事業計画について P 9
- (3) 指定介護予防支援の一部委託について P 2 9
- (4) その他

3. 閉会

## 令和5年度包括的支援事業業務委託について

地域包括支援センターは委託により9か所に設置していますが、平成29年度に別紙の受託法人が再選定されており、業務委託予定期間は平成30年4月1日から令和6年3月31日の6年間、契約は1年間とし、契約の更新については当運営協議会の議を経ることとなっています。

地域包括支援センターから市へ提出されている毎月の事業報告書による事業実施状況等により、事業が概ね適正に実施されていることから、受託法人一覧のとおり、来年度も継続して事業を委託することとします。

なお、委託料については、3月議会に提出し、予算を定める議決を受けて決定しています。別紙委託料一覧のとおり

(添付資料)

- ・ 地域包括支援センター受託法人一覧
- ・ 佐世保市地域包括支援センター一覧  
(令和4年10月1日時点高齢者数一覧、令和5年度包括的支援事業人員配置一覧)
- ・ 令和5年度包括的支援事業業務委託料一覧
- ・ 佐世保市包括的支援事業実施要綱

◆令和5年度佐世保市地域包括支援センター受託法人一覧

地域包括支援センター名	法人名
早岐地域包括支援センター	社会福祉法人 朋友会
日宇地域包括支援センター	社会医療法人財団 白十字会
山澄地域包括支援センター	医療法人 光省会
中部地域包括支援センター	社会福祉法人 幼老育成会
清水地域包括支援センター	社会福祉法人 佐世保白寿会
大野地域包括支援センター	社会福祉法人 アソカ仁寿会
相浦地域包括支援センター	医療法人 愛健会
吉井地域包括支援センター	社会福祉法人 あしたば会
宇久地域包括支援センター	社会福祉法人 佐世保市社会福祉協議会

佐世保市地域包括支援センター一覽

(人口等の数値はR4.10.1現在)

地域包括支援センター名	日常生活圏域名	人口	高齢者数	うち、75歳以上 高齢者数	要介護	要支援	構成町
早岐地域包括支援センター	宮・広田	48,392	14,287	7,269	1,790	727	南風崎町、城間町、萩坂町、奥山町、宮津町、最畑町、瀬道町、浦川内町、崎岡町、中原町、広田1～4丁目、重尾町、広田町
	三川内						桑本場町、新橋町、三川内本町、木原町、下の原町、埴邊町、口の尾町、横手町、心野町、三川内町、三川内新町、新行江町、吉福町、江永町
	早岐						上原町、勝海町、早苗町、穂の内町、田の浦町、早崎1～3丁目、平松町、若竹台町、権常寺1丁目、花高1～4丁目、権常寺町、
	針尾・江上						針尾東町、針尾中町、針尾西町、針尾北町、江上町、指方町、有福町、ハウステンボス町
日宇地域包括支援センター	日宇	26,364	7,946	4,245	1,051	482	大岳台町、御本町、大塔町、もみじが丘町、黒髪町、日宇町、白岳町、大和町(西大和地区を除く)、沖新町、ひうみ町
山澄地域包括支援センター	天神・福石・木風	30,823	11,011	5,936	1,446	738	天神町、十郎新町、崎辺町、大黒町、天神1～5丁目、東浜町、大宮町、東山町、前畑町、千石町、稲高町、木風町、藤原町、大和町の一部(西大和地区)
	潮見・白南風						潮見町、福石町、若葉町、須尾尾町、白南風町、三浦町、峰坂町、山祇町
中部地域包括支援センター	小佐世保						小佐世保町、白木町、須佐町、高梨町
	戸尾・光園・山手	18,122	5,734	2,999	823	389	上京町、戸尾町、京坪町、塩浜町、下京町、松川町、山県町、新港町、万津町、勝島町、祇園町、光月町、高天町、栄町、高瀬町、高地町、常盤町、松浦町、漆町、宮崎町、宮地町、本島町、烏帽子町、折橋町、熊野町、田代町、名切町、花園町、松山町、山手町
清水地域包括支援センター	金比良・赤崎・九十九	24,127	8,393	4,448	1,193	556	今福町、鶴巻越町、神島町、金比良町、平瀬町、御輪町、矢岳町、赤崎町、小島町、鹿子前町、船越町、下船越町、庵浦町、俵ヶ浦町、野崎町、立神町
	清水・大久保						梅田町、城山町、俵町、八幡町、宮田町、石坂町、清水町、清水町、中通町、福田町、保立町、万徳町、相生町、泉町、上町、木場町、園田町、高砂町、谷郷町、天満町、長尾町、浜田町、西大久保町、東大久保町、比良町、元町、春日町、横尾町、赤木町、桜木町
大野地域包括支援センター	春日						大野町、知阜寺町、原分町、松瀬町、松原町、矢峰町、田原町、楠木町(下楠木地区を除く)、瀬戸越1～4丁目、瀬戸越町
	大野	27,733	9,686	5,132	1,311	636	楠木町、上楠木町、落木町、小舟町、里美町、筒井町、下宇戸町、戸ヶ倉町、柚木元町、川谷町、高花町
相浦地域包括支援センター	相浦						相浦町、上相浦町、棚方町、光町、愛宕町、小野町、新田町、竹辺町、母ヶ浦町、川下町、木宮町、黒島町、高島町
	浅子・小佐々	46,199	13,206	6,457	1,664	719	浅子町、小佐々町
	日野						椎木町、星和台町、日野町、大湯町、長坂町
	中里・皆瀬						中里町、上本山町、下本山町、岳野町、吉岡町、八の久保町、皆瀬町、野中町、十文野町、白仁田町、牧の地町、蹟石町、小川内町、菰田町、楠木町の一部(下楠木地区)
吉井地域包括支援センター	相浦・黒島・高島						相浦町、上相浦町、棚方町、光町、愛宕町、小野町、新田町、竹辺町、母ヶ浦町、川下町、木宮町、黒島町、高島町
	浅子・小佐々						浅子町、小佐々町
	吉井						吉井町
	世知原	17,206	6,861	3,592	1,024	398	世知原町
宇久地域包括支援センター	江迎						江迎町
	鹿町						鹿町町
宇久地域包括支援センター	宇久	1,882	1,121	588	140	54	宇久町
計		240,848	78,245	40,666	10,442	4,699	

令和5年度配置可能人員  
(包括的支援事業)

職種	追加配置	高島配置 看護師等	合計
3	6		9
3	2		5
3	4		7
3	1		4
3	2		5
3	3		6
3	5	1	8
3	1		4
2	0		2
26	24	1	50

地域（高齢者人口）	R5年度上限額			R5年度委託料（案）	
	配置人数	基本委託料	委託料の内訳※		委託料の内訳
宇久地域 (3,000人未満)	2名	13,051	人件費	9,007	9,368
			事務費	4,044	2,832
			計	13,051	12,200
中部地域 (3,000人以上6,000人未満)	※4名	21,818	人件費	17,061	17,061
			事務費	4,757	4,757
			計	21,818	21,818
吉井地域 (6,000人以上 8,000人未満)	4名	22,812	人件費	17,117	17,117
			事務費	5,695	5,695
			計	22,812	22,812
日宇地域 (8,000人以上 10,000人未満)	※5名	27,760	人件費	21,171	23,840
			事務費	6,589	3,865
			計	27,760	27,705
清水地域 (8,000人以上 10,000人未満)	5名	27,760	人件費	21,171	18,008
			事務費	6,589	9,696
			計	27,760	27,704
大野地域 (8,000人以上 10,000人未満)	※6名	31,815	人件費	25,171	25,800
			事務費	6,644	6,015
			計	31,815	31,815
山澄地域 (10,000人以上12,000人未満)	※7名	36,633	人件費	29,225	29,350
			事務費	7,408	7,283
			計	36,633	36,633
早岐地域 (14,000人以上16,000人未満)	8名	41,274	人件費	33,280	32,655
			事務費	7,994	7,685
			計	41,274	40,340
相浦地域 (12,000人以上14,000人未満)	※8名 ※別途高島に 職員を1名配置	42,788	人件費	34,548	32,760
			事務費	8,240	6,924
			計	42,788	39,684

## 佐世保市包括的支援事業等実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46に規定する地域包括的支援センター（以下「センター」という。）が行う包括的支援事業等の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (センターの設置)

第2条 市内に設置するセンターの名称並びに当該センターが次条に規定する事業を実施する日常生活圏域名及び構成町は、別表に定めるとおりとする。

2 市は、地域住民の利便性向上のため、必要がある時は、地域住民をセンターにつなぐための窓口（ブランチ）として、高齢者相談センター等を設置することができる。

### (センターが行う事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 介護予防支援事業（法115条の22に規定する事業をいう。以下同じ。）
- (2) 第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する事業をいう。）
- (3) 包括的支援事業（法第115条の45第2項第1号から第3号までに規定する事業をいう。以下同じ。）
- (4) 介護予防事業の一部（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の64の規定による事業のうち、特定の被保険者（法第9条第1号に規定する被保険者に限る。）に対し行われる事業の対象となる者の把握を行う事業及び介護予防に関する普及啓発を行う事業をいう。）

### (センターの開設日及び開設時間)

第4条 センターの開設日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

2 センターの開設時間は、午前9時から午後6時までとする。

### (包括的支援事業の実施における職員の配置等)

第5条 包括的支援事業を実施するに当たっては、その管理者を置くとともに、次の表に掲げる常勤職員を各1人以上配置しなければならない。ただし、宇

久地域包括支援センターについては、次の3職種のうち、2職種を各1人配置することとする。

常勤職員
保健師又は保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師であって、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有するもの
社会福祉士
主任介護支援専門員

- 2 センターは、前項に掲げる職員を配置するほか、担当圏域の高齢者数が6000人以上のセンターについては、2,000人ごとに1人の追加配置をすることとし、追加配置する職員は、前項に掲げる職員、3職種に準ずる者（地域包括支援センターの設置運営について（平成18年10月18日老計発1018001号等厚生労働省老健局計画課長等関係課長連名通知）6(1)①から③までに掲げる者をいう。）若しくは介護支援専門員又は看護師とする。
- 3 前2項の規定により、センターに配置した職員1人当たりの担当圏域内の高齢者数が1,750人を超える場合には、地域の実情を勘案し、職員を追加配置できるものとする。なお、追加配置する職員の職種は、前項に掲げる職員と同様とする。
- 4 前3項に掲げる職員（管理者を除く。）については、第3条第1号及び第2号の業務を兼務することはできないものとする。

（包括的支援事業等実施上の留意点）

第6条 センターの設置者は、第3条各号に掲げる事業（以下「包括的支援事業等」という。）に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するものとする。

- 2 センターの職務に従事する者（以下「職員」という。）は、次の各号に掲げる事項を留意するものとする。
  - (1) 包括的支援事業等の実施に際しては、適切に記録を作成し、その管理を行うこと。
  - (2) 包括的支援事業等の果たすべき役割の重要性を認識し、適切な運営を確保するための知識の取得及び技術の向上に努め、これらのために必要と定められた研修や会議については、積極的な受講・参加に努めること。

(秘密の保持)

第7条 職員は、包括的支援事業等の実施にあたり個人情報を取り扱う際には、あらかじめ本人から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の了解を得るとともに、その取扱いには十分注意すること。

2 センターの設置者及び職員又はこれらの職にあった者は、利用者及び利用者の家族のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 センターの設置者は、職員又はこれらの職にあった者が、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(センターの設置の届出等)

第8条 法第115条の46第3項の規定による届出は、様式第1号から様式第4号までにより行うものとする。

2 前項の届出を行った法人は、前項の規定により届け出た内容に変更が生じたときは、速やかに地域包括支援センター変更届出書(様式第5号)を市長に届け出なければならない。

3 第1項の届出を行った法人が、センターを廃止するときは、地域包括支援センター廃止届出書(様式第6号)により市長に届け出なければならない。

(報告等)

第9条 市長は、包括的支援事業等の適切かつ積極的な運営を確保するため、センターから次に掲げる事項に関する報告を求めるものとする。

- (1) 毎月の事業実施状況
- (2) 毎事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (3) 毎事業年度終了後の事業報告書及び収支決算書
- (4) その他市長が必要と認める報告書等

2 市長は、前項各号に掲げる報告に疑義があるときその他包括的支援事業等の適正な運営を確保するために必要と認められるときは、その実施状況等に関する調査を行うことができる。

(事業の委託の取消し)

第10条 市長は、包括的支援事業等の機能を十分果たすことができないと認められるセンターについては、佐世保市地域包括支援センター運営協議会の議を経て、法第115条の47第1項の規定による包括的支援事業等の委託



を取り消すことができるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、包括的支援事業等について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

# 令和5年度佐世保市地域包括支援センター運営方針（案）

佐世保市保健福祉部長寿社会課

## 基本的な運営方針

### (1) 地域包括ケアシステムの構築方針

- ・自助努力を基本に、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続するための支援体制整備
- ・切れ目のない医療・介護連携の体制を構築
- ・住民や高齢者を含め多様な担い手が参画する支え合いの体制づくり
- ・高齢者の社会参加や生きがいづくりによる介護予防の推進

### (2) 地域のニーズに応じた業務の方針

- ・高齢者宅の訪問や地域活動への参加によるニーズの把握
- ・社会的活動(ボランティア)やサポーターを希望する高齢者の把握
- ・住民主体の自主活動グループの立ち上げや活動継続のための支援
- ・認知症及び独居高齢世帯等の高齢者の生活状況の確認・対応
- ・地域のニーズに即した事業の展開

### (3) 地域で暮らす高齢者の生活を支えるための、地域ネットワーク構築の方針

- ・地域ケア会議等で把握した地域課題について生活支援コーディネーターをはじめ関係機関との共有及び課題整理、支え合い等に関する勉強会やワークショップの開催
- ・共有した課題を解決のため、適切なサービス支援につなげていく仕組みづくりと、ネットワークの構築
- ・高齢者虐待及び消費者被害について、正しい知識と理解を持ち、未然に防ぐ地域づくりや、発生した場合の適切な支援
- ・認知症に関する正しい知識と理解を持ち、住民が見守りや支援ができる地域づくり
- ・成年後見制度に関する適切な判断と申し立て支援
- ・生活支援コーディネーターとの連携や協議体への参画

### (4) 介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業等)の実施方針

- ・高齢者の自立支援を図るための適切なアセスメントの実施
- ・家庭訪問を実施し、自立支援の視点に目を向けた、適切なサービスの検討
- ・セルフマネジメント定着のため、指定介護予防サービス事業所の活用に加え、住民主体の通いの場等の活用を推進

### (5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援の実施方針

- ・圏域及び委託先の地域の介護支援専門員が、相談できる体制の確保
- ・定期的な情報交換会、介護支援専門員の資質向上に向けた勉強会の開催
- ・介護支援専門員の全体的なスキルアップを図るため、専門的な見地からの助言・指導の

---

## 実施

- ・地域の住民、介護サービス事業者、医療機関等、地域の主体全体を対象とする適切なケアマネジメントの推進
- ・地域の職能団体や医療機関等との、適切なケアマネジメントを目的とした医療と介護の連携による体制づくり

### (6) 地域ケア会議の運営方針

- ・圏域及び委託先の介護支援専門員が、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを行えるための支援
- ・高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築
- ・個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握

### (7) 地域包括支援センター内の職員およびセンター間・市との連携方針

- ・三職種はじめ職員全員が、地域包括支援センターにおける各業務の適切な実施のため、組織マネジメントを通じて地域課題の共通認識をもち、目的を共有化した連携及び協力による業務の実施
- ・地域包括支援センター間における連絡会議の定期開催(職種別含む)
- ・地域の高齢者が、地域間差異が生じることなく支援を受けられる体制づくり
- ・感染症(新型コロナウイルス等)防止に努めるとともに、国の動向や市が示す(フェーズ等)感染対策に対応できる体制づくり

### (8) 公正・中立性確保のための方針

- ・「公益的な機関」として、関係性を特定の事業者等に不当に偏ることなく、公正で中立性の高い事業運営の実施
- ・介護サービス事業所、居宅介護支援事業所を紹介した経緯の記録保持
- ・佐世保市地域包括支援センター運営協議会への報告、説明等

## 令和5年度 佐世保市早岐地域包括支援センター事業計画

### 1. 地域包括支援センター事業計画について

佐世保市早岐地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営事業を実施するにあたり、市が示す仕様書、事業実施マニュアル、運営方針を遵守するとともに、本事業計画の内容を踏まえ、事業を推進します。

### 2. 地域の現状と課題 (※地域ケア会議での課題も含む)

担当地区	現状と課題
宮・広田地区	宮地区は長年住んでいる方が多く高齢化率が高い中、地域住民のつながりが深く、助け合いの意識も高い地域。民生委員や老人クラブの方を中心とした地域活動、住民主体の通いの場での介護予防活動などが熱心に行われている。自治協議会が主体となり、日常の困り事などについて住民アンケートを実施されるなど、支え合いの地域づくりを推進されている。令和4年度から個別避難計画作成のモデル地区。 広田地区はショッピングモールもあり、買物など日常生活を送る上で利便性が高い地域。新興住宅が建ち若い世代が多いことから、昔ながらの関係が若干薄い面がみられることもあり、地域活動などで交流をもち世代間で支え合うまちづくりを推進されている。
三川内地区	高齢化率が高い中、住民のつながりが深く地域行事も盛んな地域。地域の方が中心となり、高齢者の方の閉じこもり防止や介護予防を目的とした住民主体の通いの場での活動が熱心に行われている。地域をあげてコスモロードを整備されるなど環境美化にも取り組まれている。また、民生委員や自治協議会の方を中心としたご高齢者の見守り活動など地域全体での支え合いを推進されている。
針尾・江上地区	針尾地区は高齢化率が高い中、民生委員の方などを中心に、介護予防やサロン活動など身近な場所で交流できる集いの場を運営されている。また、民生委員や自治協議会の方を中心としたご高齢者の見守り活動など、支え合いの地域づくりを推進されている。 江上地区は自治協議会を中心に地域行事や食事会、身近な場所への通いの場づくりなどが熱心に行われている。地域支え合い推進会議での困り事としての意見をきっかけに、住民の方々がベンチを作成して各バス停に設置されるなど、地域全体での支え合いを推進されている。
早岐地区	人口・高齢者数ともに他地域と比較して多い地域。中心地は交通の便が良く、スーパーや病院なども多くあり社会資源が充足している一方、山沿などでは日常生活面で不便な地区もある。全体的に公民館活動や身近な場所での住民主体の介護予防の取り組みも盛んに行われている。公営住宅に長年住む高齢者夫婦や高齢者のみの世帯も多く、地域で孤立している方もみられることから民生委員の方による見守り活動が熱心行われている。地域課題の解決に向けて生活ニーズ調査を実施されるなど、支え合いの地域づくりを推進されている。令和4年度から個別避難計画作成のモデル地区。

### 3. 独自の取り組み事項

業務	具体的な取り組み内容
【介護予防ケアマネジメント事業】 ・オーラルフレイルなどセルフマネジメントに視点を置いたケアマネジメントの実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オーラルフレイルに視点を置いたアセスメントを実践するとともに、意見交換会や研修会を通して歯科の先生との顔の見える関係づくりに努めながら必要に応じた個別支援を行う。</li> <li>・介護予防・重度化防止に向けて、介護保険サービスの利用や地域の介護予防活動だけでなく、日常生活におけるセルフマネジメントを意識したモニタリングを実践する。</li> <li>・地域ケア個別会議などを通して、運動機能の改善だけではなく地域活動やインフォーマルサービスなどを活用した生きがいにつながる自立支援を実践する。短期間・集中的に専門職が関わり実現したい目標を設定することで生活機能の改善が図られる方は、「きらっと元気教室」の利用を検討するなど、心身状況や生活環境に応じたケアマネジメントを実践する。</li> <li>・障がい福祉サービスについての基本的知識の習得に努め、介護保険サービスへ移行対象となるケースがあれば相談支援事業所と連携をとり対応する。</li> </ul>
【総合相談支援事業】 ・複雑化・複合化した問題に対する重層的体制による支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護に関する相談などは自宅訪問による状況把握を行いながら、介護保険サービスやインフォーマルサービスなどの活用により地域での継続した生活を支援する。</li> <li>・障がい福祉や生活困窮、世帯全体に関わる相談など複雑化・複合化した問題に対して、適切な相談窓口や支援機関と連携をとり状況に応じて協働した対応を図る。</li> <li>・介護予防手帳と自分らしい生き方や最期を迎えるためのエンディングノートで構成された「知ってノート」の普及啓発など在宅医療・介護連携事業の推進を図る。</li> <li>・認知症のために徘徊が心配なご高齢者に対して、佐世保市への見守り登録の活用など、ご本人やご家族が地域の中で安心して生活が継続できるよう認知症地域支援推進員など関係機関と連携を図り対応する。</li> </ul>

包括的支援事業	<p>【権利擁護事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の安心を守るための専門的・継続的な権利擁護業務の実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的にも被害が拡大している特殊詐欺などの消費者被害を未然に防ぐ地域づくりに向け、消費生活センターや早岐警察署など佐世保市消費者被害防止ネットワークと連携し地域住民への注意喚起を行う。</li> <li>・認知症のため判断能力が低下したことで財産管理や日常生活に不安があり、置かれている環境などから成年後見制度の利用が適当と思われる方に対しては、関係機関と連携をとり申立て支援などを行う。親族がいないケースなどは市長申立てや報酬の助成などの制度を活用する。</li> <li>・成年後見制度の利用促進に向けて中核機関と連携をとり地域住民への普及啓発などを行う。複雑で支援困難なケースについては中核機関の専門職会議において司法や医療などの専門職の方々と協議し適切な支援を行う。</li> <li>・相談受付時から虐待の可能性の視点を持ち、日頃から高齢者との関りが多い民生委員やケアマネジャーの方々と連携しながら高齢者虐待の早期発見・早期対応に努める。虐待の疑いがあるケースは状況把握をしながら緊急性を判断し長寿社会課と連携を図り適切に対応する。</li> </ul>
包括的支援事業	<p>【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケア個別会議やケアマネ交流会などを通じたケアマネジメントの更なる理解とスキルアップ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入退院時における医療機関をはじめ、リハビリテーション専門職や介護サービス事業所など在宅医療・介護連携の推進を図り、出来る限り在宅での生活を継続できるよう、介護サービスなどを活用した適切な支援を行う。</li> <li>・早岐地域ケアマネ交流会を定期的に開催し、事例検討や業務に関連する講話や意見交換などを通して、地域ケアマネジャーの自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントの更なる理解とスキルアップに努める。</li> <li>・地域ケア個別会議や個別ケースにより把握した地域課題について、生活支援コーディネーターなどの関係機関と情報共有し、課題抽出会議や地域支え合い推進会議などを通して課題解決に取り組む。見守りやゴミ出しなどの生活支援については、生活支援サポーターとのマッチングなど地域の支え合い活動を積極的に活用する。</li> <li>・災害時に自力での避難が困難な避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成に向けて、関係部署や地域と連携を図り取り組む。</li> </ul>
包括的支援事業	<p>【一般介護予防事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域介護予防活動の更なる質の向上への取り組み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康教育や介護予防講話におけるフレイル予防や生活習慣病予防、お口の健康に関する講話などを通して、ご高齢者をはじめ地域の方々の介護予防や健康寿命の延伸に対する意識の向上を図る。</li> <li>・通いの場の支援を実施する際は十分な感染予防対策を講じ、栄養・食事、認知症、服薬などの理解を深める活動や、けんこう運動支援隊との連携による体力測定などを通して、地域介護予防活動の更なる質の向上に取り組む。</li> <li>・コロナ禍による地域との交流の減少などにより、体力や意欲の低下が懸念される方については、自宅訪問などにより、自宅でする介護予防体操の案内や社会参加への促しなど状況に応じた支援を行う。また、物忘れが気になる方については脳活教室や物忘れプログラムなどを活用し認知症予防の早期対応を図る。</li> <li>・通いの場など地域に出向いた活動を通して把握した地域の困りごとや好事例について、生活支援コーディネーターや社会福祉協議会と情報共有を図りながら支え合いの地域づくりを推進する。</li> </ul>

#### 4. 総括

<p>活動地域目標と課題</p>	<p>(活動目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケア個別会議における専門職の方々からの助言や、オーラルフレイルをはじめとしたセルフマネジメントに視点をあつたアセスメントの実践などにより、ご高齢者の自立支援・重度化防止に取り組む。認知症については認活教室や物忘れプログラムの活用などにより早期発見に努めるとともに、状態に応じては「佐世保市認知症高齢者見守り支援事業」などの施策を積極的に活用しご本人やご家族が地域の中で安心して生活が継続できるよう支援する。</li> <li>・高齢者世帯や認知症高齢者の増加などが見込まれるなか地域共生社会の実現に向け、地域ケア個別会議や地域活動などから見てきた地域課題について、生活支援コーディネーターなど関係機関と情報共有し「支え合いの地域づくり」を推進する。また、早岐地区と宮地区が個別避難計画作成のモデル地区に選定されていることから関係部署をはじめ民生委員などの地域や事業所の方々と協働して取り組む。</li> </ul> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護ニーズの増大や高齢者を取り巻く課題の複雑化・多様化、単独世帯の増加などの状況がある中、地域包括支援センターに求められる業務を適切に遂行できる体制・環境の整備に努める。また、ICTの活用など業務の効率化について適宜検討する。</li> </ul>
------------------	--

# 令和5年度 佐世保市日宇地域包括支援センター事業計画

## 1. 地域包括支援センター事業計画について

佐世保市日宇地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営事業を実施するにあたり、市が示す仕様書、事業実施マニュアル、運営方針を遵守するとともに、本事業計画の内容を踏まえ、事業を推進します。

## 2. 地域の現状と課題 (※地域ケア会議での課題も含む)

担当地区	現状と課題
日宇地区	<p>【大和町】西・北・東の3地区に分かれており、西は山澄包括担当となっている。北においては地域にあるGHとの連携が取れており、介護予防活動に限らず町ぐるみの活動が定着している。高台まで住宅が広がっており移動手段が課題であるが、乗り合いバスの試運転はコロナ感染により中断している。北も東も民生委員が中心となってサロン活動が毎週行われている。</p> <p>【日宇町】3地区に分かれているが、各地区とも週1回のサロン活動を継続。大和町と同様、高台まで住宅が広がっており移動手段が課題だが、サロンの場所によっては特老の送迎支援協力が継続。</p> <p>【白岳・沖新町】新興住宅地や大型スーパー近辺にアパートが多く、町内会に未加入の若い世代も多い。白岳2組は結束力が強く、自治会や老人会、民生委員一丸となり地区の見守りネットワークを確立し、公民館での活動も盛んである。他の地区は高齢者数も少なく、サロン活動には至っていない。</p>
黒髪地区	<p>市内一広い町で日宇圏域全人口の約3分の1にあたる。7組に分かれていて、昔から住んでいる地元住民と大きな住宅地が交じり合う地区でもあり、各組個性がある。高低差もあり交通や買い物の利便性が悪い地区が広範囲ある。バスが廃線になった箇所に乗合タクシーがあるが、活用頻度は少数である。R5年秋にはスーパー1件が移転予定で、買物難民が増えるリスクがある。5つの組は週1回のサロン活動を継続。加えて、今年から県営住宅集会所で週1回百歳体操が開始できた。</p>
大塔地区	<p>【卸本町】企業や団地がある地区で、昔からのつながりが薄い。住宅地では週1回のサロン活動が行えている。</p> <p>【大岳台町】40年経過した住宅地であり高齢化率が圏域で一番高いが介護認定率は低い。相談者数が増えている。町内で毎年桜まつりや夏祭を開催する結束力がある。週1回のサロン活動は定着。町内は概ね平地で移動しやすいが、バスの便がかなり少なくなっている。</p> <p>【大塔町】アパートや開発が進んでいる地区で、新しい町も増えており若い世代が移住してきている。大型スーパーもあり概ね平地で買い物は支障が少ない。住民同士の繋がりはあるが、サロンなどの集まりが少ない。少人数ながら週1回の集まりを継続しているグループもある。</p> <p>【もみじが丘町】新興住宅地で新たな一町となり約30年が経過、高齢化率は圏域の中でも低い、今後高齢化が一気に進むことが予測される。一方、県営・市営住宅が何棟もあり、人の出入りの把握が難しく、独居や高齢者世帯が増えてきている。4地区に分かれており経済面など家族構成の差が大きい。3地区は週1回のサロン活動継続。1地区では自治会に保健福祉部を創設し、独居の方に声かけ訪問活動を継続中。草取りやゴミ捨てなどの日常生活を支える活動開始に向けて準備を進めている。</p> <p>【ひうみ町】白岳町や大塔町などにまたがる新興住宅地。少しずつ家が建ち新しい道路も開通した。スーパーや福祉施設の建設も、5年度の予定。</p>

## 3. 独自の取り組み事項

	業務	具体的な取り組み内容
包 括 的 支 援 事 業	<p>【介護予防ケアマネジメント事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切なアセスメントとマネジメント</li> <li>セルフマネジメント定着</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活環境や日常生活の状況等など、地域とのつながりも含めて総合的にアセスメントを行い、御本人の希望や意欲、生きがいを引き出していく対話の実践</li> <li>介護予防の必要性について説明し、自立支援の観点をつまみ、自助互助に基づいた社会資源の活用提案の促進</li> <li>その方に応じたセルフマネジメント力が、定着し高まっていくように、セルフマネジメント定着事業を取り組む</li> <li>多様なケースに対して、地域ケア個別会議を活用して専門職の助言を取り入れ、その方の自立支援のためのマネジメントを行う</li> </ul>
	<p>【総合相談支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>チームアプローチによる多様な相談支援対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民自身、高齢者自らが、介護予防に取り組みセルフマネジメントできる自助・互助の考え方の普及啓発と、地域社会資源等の情報提供などセルフマネジメントを高める具体策提案の充実</li> <li>認知症に関する正しい知識と対応技術に基づき、診療や介護保険サービス利用等に繋ぎ、安心した生活を確保するための支えを増やす</li> <li>多様な問題においては多機関と連携を図り、解決に向けた協働の継続</li> <li>専門職の質を高める為、事例検討会や研修へ参加し、自己研鑽に努める</li> </ul>

包 括 的 支 援 事 業	<p>【権利擁護事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護の普及啓発</li> <li>・安心な暮らしを支えるための成年後見制度の活用推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員との連携や、サービス事業所やケアマネジャー、サロン等に向けて、高齢者虐待の防止等の権利擁護について、啓発普及活動</li> <li>・警察と連携した特殊詐欺等の情報を、定期的に通所型事業所や訪問型事業所、居宅介護支援事業所等に発信して、啓発を促進</li> <li>・所内対応ケースから後見制度の必要性のある方を確認して、早目に個別対応を行う</li> </ul>
	<p>【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域支援ネットワーク形成の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケア個別会議を通して、CMや事業所等参加者が、自助互助の考え方やセルフマネジメントを高める視点を定着できるよう、会議内容の充実</li> <li>・地域課題において生活支援コーディネーターと情報共有し、地域の自主的な取り組みとも連携を図り、地域資源充実への支援</li> <li>・地域住民に関わる医療機関やサービス事業所等、様々な地域の社会資源とのネットワーク形成の推進と、包括への相談や情報集約できる連携</li> <li>・ICTを活用した、地域ケア個別会議の開催や医療・事業所等多関係機関との連携ができる体制整備</li> </ul>
	<p>【一般介護予防事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の自主活動の充実に向けた支援</li> <li>・地域住民個々への介護予防活動の普及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サロン参加者同士のネットワーク形成を進める方法を提案し、サロンリーダーと協同する</li> <li>・既存のサロンにおいては、包括からの支援に加え、サロン後方支援体制（日宇よかよかネット）へ加入している事業所との連携の調整や、活用の推進</li> <li>・それぞれのサロンに応じて、セルフマネジメント力を高める生活習慣病予防や認知症予防等の健康教育・講話を、計画的に行う</li> <li>・フレイル予防に関しては、インボディ測定で得たデータを活用し、定期的な栄養に関する講話ができるように栄養士と連携</li> <li>・全サロンにおいて、定期的に体カテストや認知症テストを実施、気になる結果の方へ個別のアプローチを行う</li> </ul>

#### 4. 総括

目 的 と 課 題 の 援 活 動	<p>【活動目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民自身、高齢者自らが介護予防に取り組み、セルフマネジメントできる自助・互助の考え方の普及啓発と、見守り気付きあえる地域ネットワーク形成の促進</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談件数増加や相談内容の複雑化が増して、業務量が増大している</li> <li>・有資格者の人材確保</li> <li>・包括的支援事業の機能を十分に発揮できるよう職員教育の充実</li> </ul>
---	---



# 令和5年度 佐世保市山澄地域包括支援センター事業計画

## 1. 地域包括支援センター事業計画について

佐世保市山澄地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営事業を実施するにあたり、市が示す仕様書、事業実施マニュアル、運営方針を遵守するとともに、本事業計画の内容を踏まえ、事業を推進します。

## 2. 地域の現状と課題 (※地域ケア会議での課題も含む)

担当地区	令和5年度も地域の多くの専門職の協力を得ながら、介護予防やフレイル予防の啓発
圏域共通	高齢化率が平均で35.7%と佐世保市平均より高い状況にある。社会資源については、駅周辺や大宮周辺に多数の医療機関があり、介護サービス事業所についても複数の施設がある。 交通の便はバスが整備されているが、階段や坂道等が多数あるため、足腰が悪くなると移動はタクシーを利用することが増え経済的に負担の増加、外出を控えるなど閉じこもり傾向に繋がる。 現在の町内の役員や民生委員は非常に頑張られ地域の一つの資源となっている。高齢化も進み次世代の担い手に不安を感じられている状況。どの地域にも概ね高齢者の通いの場ができています。
潮見・白南風地区	もともと住宅地であった斜面地と駅周辺のマンションが存在している。潮見・白南風のどちらの圏域も高齢化率が34.5%を超え、人口に対し世帯数も多く、一世帯当たりの人数が佐世保市平均のより少ない状況にある。高齢者の単身及び夫婦のみの世帯も多く存在している。駅前のマンションでは築年数の経つマンションも多く、住人の高齢化も問題となっている。マンションでは住人同士の繋がりが希薄になる傾向やオートロックにて外部からの安否確認が不十分となる傾向にある。また、斜面地では買い物、住宅環境、世代交流、防災面への不安などの問題を抱えている。各町内に公民館はあるが、移動が困難な高齢者も多く公民館までの移動に課題を抱えている。
天神・福石・木風地区	大宮周辺の商店街と住宅地があり、マンションより戸建て住宅が多い状況である。又、昔ながらの繋がりがあつたものの、支援者の高齢化が問題となっている。大黒、東山、天神では住宅密集地が多く車の進入ができない地域も存在している。 大黒、東山、十郎原と公営住宅もあり、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯や、障がい者を抱える世帯など、高齢者本人のみではなく世帯の全体に問題を抱えるケースも多く見られる状況にある。

## 3. 独自の取り組み事項

	業務	具体的な取り組み内容
包 括 的 支 援 事 業	【介護予防ケアマネジメント事業】	・フォーマル・インフォーマルなど様々な資源から本人が自己決定ができるよう支援する。その上で自信や役割が取り戻せるよう、チームアプローチで支援する。 ・フレイルドミノに着目し、口腔・栄養・社会参加にも着目したマネジメントが出来るよう基盤作りを行う。 ・口腔、栄養、運動に着目しセルフマネジメントの定着を支援する。
	【総合相談支援事業】	・相談者の状況確認を通して、本人や地域課題の把握を図り適切な関係機関に繋げる。 ・民生委員等をはじめとする地域の関係者と連携し情報交換を行うことで、課題を抱える方の早期発見に繋げる。 ・事業所や遠方の家族との会議には必要に応じてWEB会議を用いるなどし、顔の見える関係の構築を図る。
	【権利擁護事業】	・権利擁護の情報発信に加え、相談対応、関係機関との調整を継続的に行う。 ・適宜、弁護士等の法律関係者とも連携しながら対応を行う。 ・解決した事例の紹介を圏域の医療や福祉関係者に行い相談後の介入やどのようにして解決に向かうのかイメージできるような情報発信を行う。
	【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】	・地域ケア個別会議の運営を通し、利用者の自立支援を図ることと、プラン作成者、サービス事業所、専門職も含め資質の向上を図り地域課題の蓄積や課題の普遍化につなげる。 ・令和3年度から課題として上がった、「オーラルフレイル」令和4年度の課題の「低栄養」について取り組みの振り返り等を行う新たな課題や取り組みの深化を行う。 ・地域ケア個別会議の助言・検討結果が実際のアプローチに生かせるよう、会議運営や事後対応の充実を図る。
	【一般介護予防事業】	・社会資源(専門職、ボランティア等)とのマッチングを行い、住民主体での活動が充実するよう支援する。 ・介護予防団体の代表者からの相談等を受付、活動が継続できるように支援する。 ・地域ケア個別会議などを通じて、介護支援専門員や関係事業所に地域の活動を知ってもらい、インフォーマルサービスとしての活用を促す。 ・窓口や地域の方からの個別の相談に対して、介護予防の取り組みを多職種と協力して創出する。

## 4. 総括



<p>題と地域包括支援センターとしての活動目標と課</p>	<p>令和5年度も地域の多くの専門職の協力を得ながら、介護予防やフレイル予防の啓発及び活動を行っていきます。また、権利擁護等についても地域包括支援センター外の司法関係者や福祉関係者とも連携協働しながら取り組みます。                  課題としては、相談の件数内容ともに増加しており、職員一人ひとりの負担が大きくなり業務量も増大していることです。生産性の向上及び人員確保に努めていきます。</p>
-------------------------------	---

# 令和5年度 佐世保市中部地域包括支援センター事業計画

## 1. 地域包括支援センター事業計画について

佐世保市中部地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営事業を実施するにあたり、市が示す仕様書、事業実施マニュアル、運営方針を遵守するとともに、本事業計画の内容を踏まえ、事業を推進します。

## 2. 地域の現状と課題 (※地域ケア会議での課題も含む)

担当地区	現状と課題
光園地区	現状) 高齢化率はほぼ横ばい、4地区の中では一番高齢化率が低い地区。大型マンション建設は最近はないが、規模の小さなマンション建設は続いている。イオン佐世保店の閉鎖に伴い、買い物先が無くなり、配達サービスの利用も出来なくなったことで、出かける機会も減ってきた。買い物支援が必要な方が増えた。 課題) 高齢者の把握が難しくなる。高齢者の 買い物支援などの有償ボランティアの活動が出来るような地域づくりが課題となる。
戸尾地区	現状) 高齢化率ほぼ横ばい、大型マンションに住んでいる高齢者の相談件数が少しずつ増えてきている。戸尾、松川町の一部は坂、階段が多く、買い物、外出困難が生じやすい。また、高齢者のみの世帯割合が4地区の中で一番高い(約50%) 課題) 高齢者の把握が難しい。安否確認と孤立化防止。集まりの場の新規立ち上げ
山手地区	現状) 自主活動は充実しており、生活支援サポーターも取得され、生活支援コーディネーターのマッチングで独居高齢者の支援が出来てきている地区もあるが、支援者の高齢化も高くなっている。サロンの数は多いが坂、階段が多い地区でもあり、参加したくても出来ない方も多。また、バス停まで遠く、通院、買い物が課題となる。 課題) 高齢化率も中部地区で一番高く、老々介護のケースも増加。空き屋も多く、地域の昔馴染みの方も減っている。孤立化の心配。
小佐世保地区	現状) 高齢化率はやや減少、昔ながらの住宅地一帯が若い世帯の住宅地に建てかわっている所もある。サロンは充実しており、リーダーの方々も運動支援隊、生活支援サポーターを取得されており、活動内容もバラエティー豊富。活躍されている男性の数が多。バス通りより上の通りは、坂、階段が多く、買い物、外出困難が生じている。他の地区に比べ商店もなく、買い物に時間を要する。 課題) 買い物支援。地域の介護支援事業所の協力で、買い物支援を生活支援サポーターにも協力を得、お買い物支援が軌道に乗っているが、利用者の数に制限がある。

## 3. 独自の取り組み事項

	業務	具体的な取り組み内容
包 括 的 支	【介護予防ケアマネジメント事業】 ・自立支援の視点でセルフマネジメントを行う。 ・地域の社会資源の抽出と活用	・サービス利用希望者があれば、必ず自宅を訪問しアセスメントを行い適切な支援を行う。 ・地域ケア個別会議で専門職から助言を頂いた具体的な内容を本人・家族に伝え、本人の目標が達成出来るような自立に向けた支援を行う。 ・セルフマネジメントを実施することで、本人に自信をもって頂けるような声掛けに心がけ、自己管理、自立心をもって目標に取り組んで貰えるよう助言し支援する。 ・生活支援コーディネーターと社会資源の情報を共有し、包括内で社会資源の活用意識を高める。また、地域の社会資源の情報収集にも努め、所内でも情報共有を行いながら生活コーディネーターに、マッチングの相談をしていく。
	【総合相談支援事業】 ・包括的な相談支援の体制づくり	・新規申請の相談は自宅を訪問し、生活状況を確認し、自立支援を念頭におき、適正なサービス導入の支援を行う。 ・早期にアウトリーチを行い、本人、世帯が抱える問題(相談)を3職種で共有し、課題を整理し、相談機関と連携を図り、適切なサービスに繋ぎ課題解決に努める。 ・複雑化した問題は多機関に協力を仰ぎ、協働で問題解決に取り組めるように、気軽に相談し合える関係づくりを継続的に努める。 ・軽度認知症が疑われる方へのフォローを3職種で検討し、医療機関と連携して早期対応に努める。
	【権利擁護事業】 ・高齢者の権利擁護の普及啓発 ・専門職との連携	・高齢者の集まりの場に出向き、高齢者を取り巻く問題や事件などの最新の情報や具体的な事例を紹介しながら啓発に努め、虐待、消費者被害、金銭管理などの問題抱える高齢者の早期発見、早期対応ができるように、地域住民にも発信していく。 ・独居高齢者、軽度認知症の高齢者の増加に伴い、成年後見制度の活用の普及啓発に努め、他の専門機関、社会福祉協議会(中核機関)とも連携を行い、適切な支援を行う。

援 事 業	<p>【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケア会議を通じた地域課題の把握とSCと協働し解決に向けた取組。</li> <li>・地域包括支援ネットワーク構築のため地域や関係機関との連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケア会議の一連の流れの中で、地域課題の分析、抽出を行い、生活支援コーディネーターと共に地域課題の解決に向けて取り組む。</li> <li>・地域の介護支援専門員が参加できる会議や研修を開催し、連携強化とスキルアップに努める。</li> <li>・会議や研修を通じて医療機関や職能団体、障がい関連事業所と連携し、相談しやすい関係づくり、ネットワーク構築に努める。</li> </ul>
	<p>【一般介護予防事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サロンの継続、活性化の支援</li> <li>・介護予防の普及啓発と早期介入による介護予防支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サロンや地域の集まりの場に出向き、健康教室、介護予防講話(生活習慣病、オーラルフレイル、認知症予防など)を計画的に行い、介護予防に対する意識、意欲の向上に努める。</li> <li>・サロン間の交流を図る目的で「サロン交流会」を年1回開催する。</li> <li>・サロンの活性化に繋げるために、サロンの代表者、けんこう運動支援隊、社会福祉協議会、生活支援コーディネーター、その他各団体の有志者を集め、定期的に意見交換会を開催する。</li> <li>・サロン参加者、また地域から得た情報で軽度認知の疑いがある方の早期支援と継続的な支援に努める。</li> </ul>

#### 4. 総括

の地 活 域 動 包 目 括 支 と 援 課 セ ン タ ー と し て	<p>【活動目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同包括内に配置している生活支援コーディネーターと一緒に地域ケア個別会議等で把握した地域課題を分析、整理して地域の支え合い推進会議も協働で開催し、必要な具体的な支援内容を地域の関係機関の事業所にも理解と協力を得ながら地域づくりに努める。</li> <li>・サロン参加者の高齢化もあり、専門職の協力も得ながら、フレイル予防の講話など積極的に行い、住み慣れた地域で生活が維持できるようにサロン継続支援に努める。</li> <li>・軽度認知症高齢者の把握と早期介入に努める。</li> </ul> <p>【課題】</p> <p>マンションが多い地区でオートロックのマンションで生活されている独居高齢者の生活状況の把握がむずかしく、介入(支援)が困難な地区も多く、周りの方も気づかないケースが増えてきている。民生委員の方も独居高齢者の把握と支援をしたいと思われているが情報が得られないので頭を悩められている。</p>
---	---

## 令和5年度 佐世保市清水地域包括支援センター事業計画

### 1. 地域包括支援センター事業計画について

佐世保市清水地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営事業を実施するにあたり、市が示す仕様書、事業実施マニュアル、運営方針を遵守するとともに、本事業計画の内容を踏まえ、事業を推進します。

### 2. 地域の現状と課題 (※地域ケア会議での課題も含む)

担当地区	現状と課題
清水地区	街の中心部に近く関係性が稀薄な一面もあるが、自主活動が活発で地域の見守りやゴミ捨てなど個人での助け合いをされている。また地区担当の生活支援コーディネーターの支援にて1町支え合い活動でボランティア団体が立ち上がり支援がスタートしている。地形上、町ごとに山が縦割りとなっており、山の中腹より上の方に住む住民の為に集いの場がまだ進んでいない。また自宅が車道から離れており移動が困難な高齢者が多い。月1回の住民の集いは基幹型が7年経過。高齢者だけでなく、地域の子ども達との合同サロンで多世代交流が自主的な活動で展開されている。またチームレインボー(支援チーム)の活用で活発な活動と情報交換の場として機能している。自主活動団体が新たに1団体立ち上がり、週1回の自主活動が未実施の所は14町中残り2町である。この地区は住民主体の認知症カフェ陽だまりは立ち上げてから3年目を迎える。
大久保地区	清水地区同様、街の中心部に近く関係性が稀薄で自立度の高い高齢者は、社会資源の活用ができていないが、外出が困難となると孤立化しており、認知症の相談が増えてきている。企業などのビルやマンション、病院が立ち並ぶ町内は町の規模が小さく、町民の数が少なかったり、公民館がない所もあり自主活動の推進が困難な状況である。しかし5町で共有している公民館を基幹型として月1回の集まりが、サロン活動と自主活動が活発となり4年経過している。この地域は地区担当の生活支援コーディネーターの支援によりスーパーの業者による買い物送迎車の導入や、ボランティアによる月1回の無料手作り弁当の配達を行っている。週1回の自主活動がまだの所は18町中9町と前年同様である。
金比良地区	坂が多く、交通機関から自宅が離れており移動が困難な高齢者が多い。基幹型の月1回の住民の集いは7年が経過している。民生委員児童委員を中心に地域の事業所や病院の協力で開催しており一時参加数の減少もあったが、サロンと自治協議会の福祉推進部会との関りが増えてきており、更に地区担当の生活支援コーディネーターの支援により西地区全体の支え合い活動として西地区応援隊、町内の応援隊として3団体の有償ボランティア活動がスタートし、またスーパーの業者による買い物送迎車の導入もされている。週1回の自主活動については現在新たに1件団体が立ち上がり、活動がない所は14町中残り2町である。
赤崎地区	バスの便が少なく、高齢者も自家用車がないと外出が困難となっている。そのため高齢夫婦などの支援側にも移送が困難であったり、外出の機会が減ったりと通院への支障も考えられ、疾病による重度化が予測される。地区担当の生活支援コーディネーターの支援によりスーパーの業者による買い物送迎車の導入ができており、週1回の自主活動は新たに1団体が立ち上がり、未実施の所は6町中1町である。一団体当たりの参加人数が多く、参加者同士仲が良いのが特徴的。リーダーの統率力もあり、率先して研修にも参加する様子がある。見守りなどの助け合い活動も、日常的に行われている。
九十九地区	赤崎地区同様バスの便が少なく、高齢者の移動が困難となっている。そのため受診が出来ていない可能性があり、こちらも疾病の重度化防止が必要な地区である。地区担当の生活支援コーディネーターの支援により、1団体が町内活動として有償ボランティア活動がスタートしている。またスーパーの業者による買い物送迎車の導入や惣菜販売と併せて配達を週5日独居や高齢世帯にもされている。地域住民のつながりは強く、住民の集いも活気のある地区で、独居者への声掛けや支援などが活発で周りとの結束も強い。週1回の自主活動は8町において全て実施されていたが、一団体においてリーダー欠員により活動が一時停止している。しかし再開に向けて町内会で体験会の企画を行い今後再スタート出来るようにアプローチを行っていく予定である。この地区は住民主体の認知症カフェ西風は立ち上げてから3年目を迎える。

### 3. 独自の取り組み事項

業務	具体的な取り組み内容
【介護予防ケアマネジメント事業】 ・セルフマネジメントの定着 ・重度化予防	・高齢者の自立支援となるよう適切なアセスメントを行い、自助努力を基本に本人が持っている能力を引き出しながら、自立支援に向けたケアマネジメントをおこなう。 ・介護予防への自助努力として自己管理意識の向上を支援し、医療機関との連携を図りながら重度化防止を図っていく。 ・指定介護予防サービスにおいては適切な生活目標の設定と達成ができるように支援し、制度やインフォーマルの導入の際も、並行して住民主体の通いの場や地域支え合い団体の活用と促進を図る。 ・地域ケア個別会議を活用し専門職の意見を取り入れながら、セルフマネジメントが定着できるように支援する。

包括的支援事業	<p>【総合相談支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な相談支援対応</li> <li>・3職種連携によるチームアプローチ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合相談の受付後は緊急性の判断と三職種で自宅訪問を行い本人面接や家屋調査、生活状況の確認、ニーズの把握を行い、本人及び家族・地域の強みに着目した支援を行う。</li> <li>・地域住民の多様化・複雑化するニーズに対して、多様な支援を要する際は行政や各機関へ連携を図り、専門的な意見が反映された支援に努める。</li> <li>・サービス等に繋がらないケースについて、定期訪問や生活支援コーディネーター、民生委員と協働し継続的な見守りと支援を行う。</li> <li>・総合相談の内容など町別に集計分析して地域課題を抽出し地域ケア会議、協議体へ反映する。</li> </ul>
	<p>【権利擁護事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護に関する普及啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民への高齢者虐待防止を普及啓発し、介護負担による危険性も含め早期発見につながるよう総合相談からも養護者に視点を置いた適切なアセスメントを行い支援していく。</li> <li>・成年後見制度の普及啓発、活用促進への取り組みとして、地域の集まりやサロンでの出前講座による普及活動を行うとともに『知ってノート』を活用し任意後見申立てや遺言作成に関する啓発を行う。</li> </ul>
	<p>【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケア会議の運営と活用</li> <li>・地域住民の認知症の理解推進活動</li> <li>・地域包括ケアシステムの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケア会議では地域課題の抽出を行い、社会資源の発見や開発を引き続き行う。また地域ケア個別会議では職能団体からのアドバイスを支援に繋ぎながら、セルフマネジメント能力が発揮できるよう働きかける。</li> <li>・地域の医療機関との連携を図りながら、疾病の重度化防止を行っていく。サロン参加や病院受診などの移動問題やサービス導入の為に駐車場不足など地域ケア会議から上がった課題は今後も生活支援コーディネーターと協働で支援の体制づくりを行い、地域への協力体制を整える。</li> <li>・認知症の理解推進活動においては、7年目を迎える認知症caféの継続支援と令和2年度に立ち上げを支援した住民主体の認知症café(陽だまり・西風)は新年度には3年目となる。認知症の当事者やその家族の為に居場所づくりとして、社会参加の機会となるように今後も運営支援と広報活動を引き続き行っていく。</li> <li>・医療・介護など多職種との連携を促進するために研修の参加や勉強会などの企画を協働で行い、ケアマネジャーの資質向上の機会をつくる。</li> <li>・民生委員定例会への参加継続で関係構築を行い、地域の高齢者の実態把握を行う。また新人の民生委員に向けて交流会(ほっとタイム)を実施して認知症や権利擁護等の高齢者の支援を行うについての勉強会やネットワークづくりを図る。</li> </ul>
	<p>【一般介護予防事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民が主体的に介護予防の取り組みを高め、活動内容の多様化を推進する。</li> <li>・健康教育や講話の実施によりフレイル予防とセルフマネジメント能力を高め</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民主体の介護予防「いきいき百歳体操」の普及啓発活動を実施し、自主活動団体の立上げを支援する。</li> <li>・自主活動団体の活動継続を支援するとともに、活動内容の多様化と主体性を強化する。</li> <li>①支援チーム(チームレインボー)の計画的支援のために連絡調整を行う。</li> <li>②交流会や研修会を開催し、自主活動継続のための情報提供や情報交換を行い、自主活動におけるサロンマネジメント能力の向上を図る。</li> <li>③自主活動において「いきいき百歳体操」以外の活動(多世代交流や趣味活動、ICTを活用した取り組みの実践等)を促進し、生きがいづくりによる介護予防活動を推進する。</li> <li>・自主活動団体での健康教育、講話等を活用し、介護予防(フレイル予防)を推進する。</li> <li>①フレイル予防について理解を深め、介護予防の必要性和セルフマネジメント能力の向上を図る。</li> <li>②生活習慣病予防のための健康教育を行い、疾病の重度化を防止する。</li> </ul>

#### 4. 総括

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケア個別会議から見てきた地域課題の解決へ向けて社会資源の発掘を行い、生活支援コーディネーターとも協働で開発を積極的に行っていく。また重度化防止と自立支援と並行して引き続き包括的な地域づくりを行う。セルフマネジメントに向けて介護予防への自助努力や自己管理意識が向上できるよう支援する。</li> <li>・権利擁護事業として地域への普及啓発活動と制度の活用促進の取り組みと合わせてしっかりとノートの活用を行う。</li> <li>・自主活動団体の活動内容の多様化と主体性を強化する。また多世代交流や趣味活動、ICTを活用した取り組みを促進し、自主活動団体の継続支援に繋げる。</li> <li>・支援中である認知症caféの広報活動を積極的に行い、認知症に対しての住民の理解を深め、当事者やその家族にとっての居場所づくりを引き続き行う。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合相談の内容が多様化してきており、困難ケースの対応など重層的支援に対して他機関連携を要するが、より専門的な支援を行うには今後も引き続き関係構築の働きかけが必要な状況である。</li> <li>・プランナーの人員不足によりセルフマネジメント事業の実施件数が伸びないことや、個別ケア会議の回数が十分に行えず支障がでてきている。</li> </ul>
----	--

# 令和5年度 佐世保市大野地域包括支援センター事業計画

## 1. 地域包括支援センター事業計画について

佐世保市大野地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営事業を実施するにあたり、市が示す仕様書、事業実施マニュアル、運営方針を遵守するとともに、本事業計画の内容を踏まえ、事業を推進します。

## 2. 地域の現状と課題 (※地域ケア会議での課題も含む)

担当地区	現状と課題
春日地区	春日地区では昨年2ヶ所のサロンが増え、参加者も定着してきている半面、高齢者の孤独死や認知症の悪化による相談も多く多職種との連携が不可欠である。横尾町においては、外出困難や買い物難民、認知症の方の相談が多く、横尾町公民館の自主活動は継続し地域での支え合いの意識は強いが、急斜面、坂道が多く移動困難で参加できる方が少ない。共助的支援が多くなっているが需要が増加の可能性もあり、SC、生活支援サポーターとの連携支援が必要。個別支援も含め連携していきたい。団地がある桜木町では認知症の方や家族の問題等の相談は依然と多い。個別ケア会議でも同じような課題が出ている。5ヶ所の自主活動団体が活動継続中であるが、新たに百歳体操の必要性を感じ活動希望のあった団体に体験会を行い、今後支援していく予定。また、独居や認知症の相談が多い桜木団地のリーダーが病気になるため後継者問題が出てきている。自治会長や地域の支援者の協力もあり継続されているが新たなリーダー、関係者との連携支援が必要となっている。桜木県営団地においては公民館活動の必要性を感じている。引き続き自治会長はじめ住民への広報活動に取り組んでいきたい。
大野地区	今年度、民児協へも働きかけ、コロナ禍での包括への相談件数と相談内容などを説明する。状況把握や今後の取り組みの検討材料にしてもらった。幹線道路沿いの高齢者は交通機関などを利用し外出の機会を維持できているが、斜面地の原分町や松瀬町の高齢化は進み、買い物難民や閉じこもりによる認知症発症、下肢筋力低下にて相談は一昨年より上昇傾向。状況を把握され坂の下長寿会はサロン回数を1回/月会から1回/週にし、交流の場を増やしシルバーヘルプも立ち上げて見守り支援を行う。また、他方からの流入が多い公営団地に関しても、独居や高齢者夫婦の方が増え同様の相談が増えている。住民の閉じこもりによる外出困難や認知症、うつ傾向、医療受診等の相談が多く、地域でも危機感を感じてSC、包括の働きかけもあり地域住民の方もサロンの立ち上げを希望され、泉福寺・松原の公営団地に3ヶ所の集いの場が増え、参加者も増加し活性化している。また月1回ではあるが田原地区、石盛地区も認知症や独居高齢者の問題もあり地域交流と見守りを兼ねサロンが立ち上がり定着しつつある。交流の場が無い地域(左石・知見寺)へも、今後も継続してSCと協力し声掛けし、関係機関と協力し体制づくりが必要。既存の17ヶ所の自主活動団体のうち週1回の団体は12ヶ所でコロナ禍でも活動を継続し集いの場を楽しみにされ参加者も定着している。また、12か所のサロンでは体力測定を年1回行いフレイル予防についても理解してもらいサロンの活性化に繋がられた。地域でも複数の生活困難な問題を抱える高齢者も増えており、各機関と連携が不可欠になってきている為連携を強化していく。
柚木地区	相談件数は少ないが複数の課題を抱え、介護保険申請から、認知症、精神疾患、高齢者の権利擁護、虐待等の重複した相談や8050問題などを抱えた相談があり家族を含めた支援も増えている。地域課題にはバスの廃線による外出の支援が少なく社会参加なども低下している。農業を日々継続している高齢者も多く、自主活動は1か月に1回の活動が16ヶ所中11ヶ所で2ヶ所は毎週、3ヶ所は月2回行う。地域の現状を把握し交流の機会を増やしたサロンも増えた。必要性を引き続き提案し、重度化防止の体制作りを進めていく必要があるが、山間部の移動困難から参加者が増えない状況がある中、隣近所の互助活動でサロン参加が増えている地区もある。継続してリーダーの後方支援や広報活動に取り組んで行く。また、小規模サロンの立ち上げも検討が必要。個人宅でのサロンもあり、参加できない方の交流の場を検討する必要性があるが、支援に至っていない。以前から地域に根付いた介護サービス事業・施設があり、団体からの介護予防の働きかけも定着し、今後も専門的な指導、助言が得られるよう連携していく。町内ボランティアで支え合い活動もあり、生活困難が生じると地域で話し合いを行い互助活動ができていく。今後も必要時、支援していく。柚木県営住宅においては老朽化し、高齢者の方が泉福寺団地に移動する方もあり、閉じこもり等の問題を抱える可能性もあり、地域との連携を行い高齢者の諸問題を早期に対処して早期発見、対応に心がける。

## 3. 独自の取り組み事項

業務	具体的な取り組み内容
【介護予防ケアマネジメント事業】 ・高齢者の状態を正確にアセスメントし自立支援に向けた適切なサービスの検討ができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切なアセスメントを実施し、個々の必要性に応じたサービスの提供を行う。</li> <li>・介護予防サービスの利用と様々な社会資源の活用を行う事で高齢者に幅広いサービスに関する選択肢を提供する事が出来る。</li> <li>・高齢者の個々の能力を十分に把握し自立支援に向けたサービスの調整が出来る。</li> <li>・事業所の選択においては、公正中立の視点を持ち、偏りのないサービスの選択を行う。</li> </ul>

包括的支援事業	<p>【総合相談支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な相談に対し、適切にアセスメントを行い、自助努力を基本として内容に適したサービス・関係機関につなぐ。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①多様な相談に対し、訪問やアセスメントを通じて現状把握を行い、民生委員や関係機関と連携しながら、適切な制度やサービス・関係機関につなげ、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう支援する。</li> <li>②介護保険申請希望の相談は、できる限り自宅訪問をし、アセスメントを行う。エンパワーメントの視点を持ち、適切に介護申請等の支援を行う。</li> <li>③支援が必要と思われる高齢者に対し、定期的な電話連絡や訪問を行い、必要に応じて民生委員や関係機関との連携を図る。</li> <li>④相談内容を随時所内(三職種)で共有し、支援方針を検討する。また、主担当者不在時でも対応できるよう努める。</li> </ol>
	<p>【権利擁護事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での権利擁護の啓発・支援を行うとともに、関係機関と協働しながら、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続するための支援を行う。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①成年後見制度等、権利擁護に関する制度について、支援の必要性がある高齢者に対してアセスメントを行い、中核機関等と連携して支援を行う。</li> <li>②虐待事例への支援が円滑・迅速に行えるよう、緊急受理会議に参加し、必要に応じて、市・事業所等の関係機関と多職種で協働して対応する。</li> <li>③虐待事例や権利擁護等の困難な事例に対して適切に対応が行えるよう、研修等へ積極的に参加し、自己研鑽に努め、地域住民の支援に役立てる。</li> <li>④成年後見制度等の活用・高齢者虐待の防止・消費者被害の防止に繋がるよう、関係機関からの情報を活用し、地域のサロン等で情報提供を行う。</li> </ol>
	<p>【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別ケア会議を通して全体のスキルアップや課題抽出しネットワーク構築を図る</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①介護支援専門員との情報交換会や相談できる体制の確保、資質向上に向けた勉強会の開催を行う。</li> <li>②地域の職能団体、医療機関との連携を行い地域包括ケアシステムの一助となるよう努める。</li> <li>③地域ケア個別会議を通して住み慣れた地域で安心してその人らしい生活の継続を目標に、関係者や地域とのネットワーク構築と課題分析を行い、地域課題の把握に努める。</li> </ol>
	<p>【一般介護予防事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の通いの場の普及と充実を図り、介護予防活動や生活習慣病予防、認知症予防等のセルフケアの意識を持ち生活が安定するよう支援する。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①地域の自主活動を支援する中で、通いの場の通えない高齢者への働きかけに住民と一緒に取り組み、定期的な広報活動等の周知を図る。</li> <li>②介護予防普及啓発のため関係機関と連携を行い、生活習慣病、認知症、オーラルフレイル、フレイルに関する健康教育の充実を図り市が提供する介護予防事業等周知し活用してもらう。</li> <li>③定期的に体力測定を実施し、住民の介護予防に対する意欲を高め健康維持ができる様、またフレイル状態にある高齢者を適切なサービスに繋がられる様に支援する。</li> <li>④認知症疾患センターとの継続的な連携を行い、家族や地域に認知症の正しい知識と理解を深めてもらい、見守りや支える機関、サービス等の紹介を行い必要時連携をしていく体制づくりをする。</li> <li>⑤関係機関との連携をし、地域で支援のない高齢者の把握と必要時サービスや地域に繋がられるように個別訪問を行う。また、SCと共に生活支援サポーターとの情報交換や連携を行い支援に繋げ地域で支えられる地域づくりに協力する</li> <li>⑥健康運動支援隊との連携を行い、サロン支援の協力を得てサロン活動の活性化に繋げる。また、地域での交流会なども提案していく。</li> <li>⑦介護予防普及啓発の研修に参加し自己研鑽に努める。</li> <li>⑧継続して地域の感染症防止に務める。</li> </ol>

#### 4. 総括

活動地域目標と支援センターとしての	<p>・令和5年度の活動目標としては、引き続き地域の特性をアセスメント・理解しながら事業の推進を図りたいと思っています。特に、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の中で、毎月開催してきた個別地域ケア会議を深化すると共に、会議の開催方法やその後の効果についてPDCAサイクルに沿って検証を進めていきたいと考えています。</p> <p>また、介護予防事業については、地域の集まりの場創出・普及についてある程度成果が得られており、介護の重度化防止に繋がっていると考えています。今後は、サロンの運営を団体主体に移行していく作業や、個別での対応が必要な方への支援、また他の事業と連携しながら一体的実施をしていくことで尚一層、重度化防止に繋がっていきたく考えています。</p> <p>・事業所の目標としては、人材の定着・資質の向上を目標に今年度は事業所内での研修を強化し、人材の育成と事業所対応力の底上げに力を入れたいと思っています。</p> <p>・事業所の課題としては、依然として人材確保困難・人員不足の状況が慢性的にある状態です。事業への取組にあたってマンパワー不足は事業の停滞に繋がりが、残された職員の負担も多くなります。今後も人材育成と、人員確保の為にネットワーク作りに努めたいと思っています。また人材不足に伴い、今後は業務の効率化や生産性向上の為に、個人情報の問題をクリアした上で訪問時のiPad使用やリモートワークの実現などデジタル化の導入を検討して頂きたいと思っています。</p>
-------------------	---

## 令和5年度 佐世保市相浦地域包括支援センター事業計画

### 1. 地域包括支援センター事業計画について

佐世保市相浦地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営事業を実施するにあたり、市が示す仕様書、事業実施マニュアル、運営方針を遵守するとともに、本事業計画の内容を踏まえ、事業を推進します。

### 2. 地域の現状と課題 (※地域ケア会議での課題も含む)

担当地区	現状と課題
日野地区	<p>現状: 官舎があるため高齢化率は低いが高齢者同士の支えあいや見守りが必要な地域もある。スーパーや病院は多く、生協の買い物支援サービスも定着。自主活動も充実している。</p> <p>課題: 坂の上にある公民館での自主活動では、限られた高齢者の参加となるので、地域全体に向けた介護予防の取り組みが難しい。</p>
中里皆瀬地区	<p>現状: R4.生活支援コーディネーターが交代。各町内会で民生委員を中心に サロンや百歳体操が行われている。山間部では坂道や狭小な道路など交通不便があり、日常生活において移動支援の需要が高い。施設も点在し移動支援へ協力を得られるところがあり、月に一度の買い物支援活動につながっている。自治協議会の働きかけでデマンドタクシー試験運行あったが利用実績がなく実施に至らず。</p> <p>課題: 自主活動がない地区では同時に移動や担い手不足の課題を抱えている可能性大。老々介護や単身世帯等が孤立しないよう見守り体制や介護保険外でのサポーターとのマッチングについて地区を超えての活動強化が必要。</p>
相浦・黒島・高島地区	<p>&lt;相浦&gt; 現状: 文教地区でもありバスやMRでの移動が便利で地域の活動にも比較的参加しやすい。コミュニティセンターがあり、お知らせや情報発信が常に行われている。台風や災害に備えて、地区での防災活動に取り組んでいる。</p> <p>課題: 大潟地区など買い物不便・バスの本数減による影響がある地区では免許返納後の移動問題がある。</p> <p>&lt;黒島&gt; 現状: 離島であり高齢化率は50%超え。高齢者は農業をしている足腰が丈夫で元気な方が多いが、独居老人が年々増え、担い手不足。65才以上の移住者やUターン者も出てきている。第2層生活支援コーディネーターの働きかけで自治会の福祉部会の配下に生活支援部会と広報部会を立ち上げ、歯科受診についてのニーズ調査実施、包括・歯科医・社協とも連携し計画的な健康への意識啓発のイベントを企画している。</p> <p>課題: 基本的に坂が多く、公共交通機関がないため車やセニアカーがないと不便。診療所以外の通院のために船で島外に出なければならず、入所施設がない為、医療・介護度が高くなると離島せざるを得ない。</p> <p>&lt;高島&gt; 現状: 高齢者相談支援センターが週2回、診療所も開所されているが通院には渡航が必要。島内で暮らす方は比較的元気でまだ現役で仕事をしている高齢者が多い。スーパーや薬局がない。</p> <p>課題: 保健医療やリハビリ面での支援・意識が不足しているが、アプローチができていない。</p>
浅子・小佐々地区	<p>&lt;小佐々&gt; 現状: 第2層生活支援コーディネーターとの協働で地域サロンや生き百の立ち上げ継続ができています。地域の役員や民生委員が自主活動を通したまちづくりを意識している。第2層生活支援コーディネーターが中心となり、R2年から開始の買い物支援・外出支援事業は活動地域が増えている。</p> <p>課題: 小佐々町はエリアが広い面もあり、小さな公民館等での自主活動が地域全体に浸透できていない。交通不便地区の増加で移動手段の確保が難しくなり在宅生活への支障となっている。</p> <p>&lt;浅子&gt; 現状: 買い物や通院にも不便な地域で高齢化も進んでいる。第2層生活支援コーディネーターと長崎短期大学栄養士を目指す学生との協力で独居高齢者への弁当配達を実施できた。地域の取り組みへと移行できるよう支援予定。</p> <p>課題: 公民館までの移動手段がなく、集合での活動には向いていない。移動支援や訪問の仕組みで孤立化の防止が必要。</p>

### 3. 独自の取り組み事項

業務	具体的な取り組み内容
<p>【介護予防ケアマネジメント事業】</p> <p>・セルフマネジメントの意識付け、定着</p>	<p>・地域ケア個別会議や研修に参加、専門職からの助言を受けたり必要な機関と連携する。</p> <p>・毎月のモニタリングについてはモニタリングシートを積極的に活用することで質の向上を図り、利用者に対しセルフマネジメントの定着を図る。</p>
<p>【総合相談支援事業】</p> <p>・3職種チームアプローチを活かす。地域住民や関係機関と顔の見える関係づくりや連携を強化する。</p>	<p>・3職種それぞれの意見を交わし、包括としての動きを確認しあい対応する。他機関や制度につながるなど連携を図る。</p> <p>・地域の環境や社会の変化から複雑化する相談にも対応していけるよう関係機関の周知、ネットワークの構築をはじめ地域で支えあえる取り組みができるように努める。</p>



包括的支援事業	<p>【権利擁護事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者被害防止、高齢者虐待防止、成年後見制度の普及啓発の推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度は知ってノート活用の呼びかけから、もしものときのことを考えるきっかけづくりを行い成年後見制度普及啓発につなげる。</li> <li>・健康教育、ほうかつだよりの発行、ケアマネ交流会などで情報発信を継続する。</li> <li>・他包括の社会福祉士と情報共有しながら権利擁護相談のソーシャルワークの質を高める。</li> </ul>
	<p>【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアマネジメントの質の向上につながる各関係機関の連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のケアマネジャーと民生委員とのネットワーク強化のため事例を通じた交流会の開催、ケースを通しての連携機会を持てるよう支援する。</li> <li>・ケアマネジャー（主任ケアマネジャー）交流会の継続開催、生活支援コーディネーターや他包括とも共通の課題に対する研修企画、ケアマネ協議会への研修テーマの提案等行う。</li> <li>・社会の変化に応じて独居や家族を含めた支援を行う必要があるケースなどに対し、生活支援コーディネーターとの連動や社会資源の活用を積極的に取り組んでいけるよう連携し、情報提供や意識の強化を図る。</li> </ul>
	<p>【一般介護予防事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各関係機関と連携し、地域住民への介護予防普及啓発とフレイルのリスクが高い方への早期介入を行う。</li> <li>・認知症カフェの立ち上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民が介護予防に対する意識を高め、自ら介護予防に取り組むことが出来るよう、各専門職、ボランティアの方々、地域の関係機関と連携しながら、普及啓発に努める。</li> <li>・自主活動団体に対して、年間計画を立て健康教育・体力測定を実施し、その中でフレイルのリスクがある方の早期発見に努め、支援に繋げていく。</li> <li>・町内会長、民生委員、支援コーディネーターと情報共有しながら、介護予防活動が立ち上がっていない地域への立ち上げ支援を行う。</li> <li>・地域の事業所、生活支援コーディネーターの協力を得ながら、認知症地域支援推進員とともに、認知症カフェの立ち上げ支援を行う。</li> <li>・地区コミュニティセンターへ働き掛け、各地区でフレイル予防の普及啓発のための福祉フェスを開催できないか検討していく。</li> <li>・社協と福推協が主軸として行う予定の黒島住民へ向けた生活習慣病予防・フレイル予防の普及啓発事業に対し、包括としては歯科医師会と連携し、この企画に協力していく。</li> </ul>

4. 総括

<p>標々地 と一域 課と包 題し括 て支 の援 活セ 動ン 目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題抽出会議にて、R5年度に行う地域課題解決に向けた取り組みを話し合うことができた。生活支援コーディネーターや民生委員児童委員、居宅介護支援事業所等各関係団体と協力・連携し、事業計画を遂行していきたい。</li> <li>・総合相談件数が毎月100件近くあり、その内容も高齢者に関してだけでなく、その家族にまで及ぶ、複雑かつ困難なものも多く存在している。相談員間で報連相を行いつつ、また障がい福祉課や生活福祉課等他部門の関係機関とも連携・協力を依頼し、解決に向けて取り組んでいく。</li> </ul> <p>課題：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人員の確保が難しく、欠員が続いており、事業計画実行に支障を来す状況にある。欠員により、委託料減算となるが、人員不足でも相談や訪問対応は待ったなしのため、時間外労働が余儀なくされている現状。</li> <li>・総合相談も複雑かつ多様化しており、業務量が増大してきている。</li> </ul>
--	---

# 令和5年度 佐世保市吉井地域包括支援センター事業計画

## 1. 地域包括支援センター事業計画について

佐世保市吉井地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営事業を実施するにあたり、市が示す仕様書、事業実施マニュアル、運営方針を遵守するとともに、本事業計画の内容を踏まえ、事業を推進します。

## 2. 地域の現状と課題 (※地域ケア会議での課題も含む)

担当地区	現状と課題
吉井地区	団地や山間部に居住している高齢者が多く、公共交通機関の利用も難しい。その為か自主活動やサロンの数も4町の中で一番少ないが、生活支援コーディネーターの力もあり、3団体程新規立ち上げが見られた。また、住民主体の有償ボランティアが立ち上げられ令和4年度には高齢者のサポートを積極的に行い、高齢者の孤立や閉じこもり防止になっている
世知原地区	4町で最も総人口が少なく、高齢化率が1番高い。一人暮らし高齢者の居住地も山間部が多いが、民生委員や生活支援コーディネーター、有償ボランティア、町内のコンビニや商店の方々がそれぞれ見守りや定期的な訪問をしており、高齢者が安心して生活できるコミュニティが構築されている。医療面も住民のニーズに沿っており、その為か特定健診率も佐世保市では上位を占めている。
江迎地区	山間部と街中では生活環境に大きな差がある地域。街中に病院や歯科、コンビニやスーパー等あるが、山間部になるとゴルフ場しかない。山間部には包括で把握できていない一人暮らしの高齢者も存在している(民生委員からの情報)今のところは生活支援コーディネーターや、有償ボランティア、民生委員からの見守りがなされている。また自主活動団体も多く団体の会長よりメンバーの困りごと等の吸い上げがあっている。
鹿町地区	山間部と沿岸部に住まいが分かれている。医療機関や介護保険事業所等、社会資源も含め4町の中で最も少ない。公共交通機関も不便で使いづらい。その為か、運転免許証を返納しない高齢者が多い。しかし有償ボランティアが立ち上がり買い物等の外出支援を地元の介護老人保健施設と協力し実施となり、閉じこもり気味だった高齢者や一人暮らし高齢者の大きな楽しみになっている。

## 3. 独自の取り組み事項

	業務	具体的な取り組み内容
包 括 的 支 援 事 業	【介護予防ケアマネジメント事業】 ・社会資源を活用し自立支援に向けたケアマネジメント支援を実施する	・社会資源を知り、介護予防マネジメントに活かす(有償ボランティア、自主活動団体等) ・セルフマネジメント定着を実施する対象者を見極める。 ・各種研修への参加を積極的に行い、共生社会に向けた、アセスメント力、マネジメント力を向上させる。
	【総合相談】 相談内容のアセスメントを的確に行い、必要なサービスや機関へつなぐ	・初回相談、インテークの的確なアセスメントを行い三職で共有する。対応を検討し、必要な社会資源の紹介、介護保険の代行申請等を行う。 ・各地域の生活支援コーディネーター、民生委員と連携し、高齢者の見守り(特に一人暮らし)を協働して行う
	【権利擁護事業】 ・権利擁護の制度等に関する地域住民の理解を深め、早期発見・早期対応に活かす	・通いの場を中心に、その他の健康教育として「成年後見制度の普及啓発」「虐待の早期発見・予防」「消費者被害の予防」を実施する ・認知症の対応として、認知症の早期発見に関する普及啓発および「認知症サポーター養成講座」を開催し認知症になっても安心して生活ができる支え合いができる地域を目指す。
	【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】 ・地域支援のネットワークを構築する	・多職種連携を主とした、交流会を実施 ・通いの場における地域診断によって明らかになる地域課題を多職種・多様な機関と検討し必要な社会資源の開発に繋げる ・協議体・生活支援コーディネーターとの連携会議にて定期的にお互いの情報を交換・共有することで生活支援コーディネーターとの連携を強化し活動の場の存続や地域活動の活性化に努める。

<p>【一般介護予防事業】 ・住民主体の通いの場の活性化を図る</p>	<p>・通いの場の状況把握し、継続的な支援を行いステップアップを図る。 ・地域に向けた健康教育の実施や、出前講座等を活用し住民に健康管理についての意識付けを行う。 ・活動のマンネリ化防止や活動の維持・拡大の為、専門職(リハビリ職等)やボランティア団体等の介入を進めていく。</p>
---	--

#### 4. 総括

<p>地域課題として支援活動の目標</p>	<p>【活動目標】医療機関の少なさが大きな課題。特に、オーラルフレイルが注目されている中、歯科医院は殆どない地域もある。今後、歯科医師との連携を今以上に図り、訪問歯科診療に繋がる支援を実施しフレイルドミノを防止できるように実践していく。地域の居宅支援事業所のケアマネや主任ケアマネと連携し勉強会の実施、社会資源や地域課題の共有を行い、高齢者や障がいがある人が住みやすい地域作りを行う。</p> <p>【課題】人員が少ない中、相談件数はどんどん増えている。居宅支援事業所の協力が必要となっているが、居宅支援事業所も人員不足とのこと。人員確保が難しい。</p>
-----------------------	--

# 令和5年度 佐世保市宇久地域包括支援センター事業計画

## 1. 地域包括支援センター事業計画について

佐世保市宇久地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営事業を実施するにあたり、市が示す仕様書、事業実施マニュアル、運営方針を遵守するとともに、本事業計画の内容を踏まえ、事業を推進します。

## 2. 地域の現状と課題 (※地域ケア会議での課題も含む)

担当地区	現状と課題
宇久地区	宇久地区は令和元年度2000人以上だった総人口が、すでに令和3年10月には1800人台となっています。元気な高齢者は仕事のほかに畑や釣り等の楽しみを見つけ、隣近所との支え合いをしながら自分らしい生活を続けていける地域の力となっており、同時に支援の必要な高齢者を支える担い手にもなっています。宇久地区全体で地域を支え合うための工夫や限られたボランティアさんをどのように活用していくかが課題と考えます。
〇〇地区	
〇〇地区	
〇〇地区	

## 3. 独自の取り組み事項

	業務	具体的な取り組み内容
包 括 的 支 援 事 業	【介護予防ケアマネジメント事業】 ・セルフマネジメント定着事業の継続 ・インフォーマルサービスの活用	・訪問等により適切なアセスメントを実施し、自立支援に基づいたセルフマネジメント事業を継続する。 ・地域ケア個別会議での専門職からの助言・指導をもとに適切なケアマネジメントをする。 ・介護保険サービスのほかに地域のボランティアや社会資源サービスの活用をする。 ・サービス終了後の高齢者に対しても自宅訪問等で状況確認をする。 ・生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員と連携し高齢者の個別支援に対応する。
	【総合相談支援事業】 ・認知症や高齢者の相談をチームでの支援 ・関係機関とのネットワーク連携強化	・相談者がワンストップで支援が受けられるよう関係機関とのネットワークを構築する。 ・認知症地域支援推進員と連携し認知症高齢者の状況確認訪問をする。 ・認知症高齢者対応については、早期より医療機関と連携し、認知症サポーターが活動できる体制作りをする。 ・包括便りやチラシを発行し包括支援センターの広報活動をする。 ・生活支援コーディネーターとの連携や協議体への参画をする。
	【権利擁護事業】 ・権利擁護の啓発と各制度の周知活動による支援	・健康教育等で虐待防止や日常生活自立支援事業、遺言、成年後見制度、エンディングノート等の情報提供を行い適切な支援をする。 ・警察や消費者生活センターと連携を図り、特殊詐欺や防犯、消費者被害についての情報提供をする。 ・包括便り・パンフレット・チラシを掲示や配布し情報提供と周知活動をする。 ・社会福祉協議会や民生委員・児童委員等と連携し情報の共有を図る。 ・認知症疾患センターや認知症地域支援推進員と連携を図る。
	【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】 ・地域ケア個別会議の開催 ・認知症の方や家族への支援 ・関係機関との連携	・地域ケア個別会議の開催により自立支援に向けた専門的知見や地域課題の発見につなげる。 ・認知症地域支援推進員と連携し認知症高齢者を早期発見し、長寿社会課の初期支援チームや認知症疾患センターと連携し支援する。 ・地域の介護支援専門員等が気軽に相談できる体制を整える。 ・地域の介護支援専門員との交流を図り、情報共有やスキルアップができるよう後方支援をする。 ・佐世保市の社会資源や地区内の社会資源を活用し支援する。 ・医療機関や専門職等との適切なケアマネジメントを目的とした医療と介護の連携を図る。
	【一般介護予防事業】 ・介護予防普及啓発 ・住民主体の活動継続のための支援 ・生活支援コーディネーターとの連携	・健康教育や講話等を通して社会参加やいきがづくりによる介護予防の推進をする。 ・自主活動グループの継続支援のため、集まりの場に出向いて介護予防への取り組みができるよう支援する。 ・フレイル予防のため自宅でもできる口腔・栄養・運動等の情報提供をする。 ・男性の集まりの場や認知症高齢者の集まりの場の支援を継続する。 ・生活支援コーディネーターと連携し生活支援サポーターでの高齢者支援ができる体制づくりをする。

4. 総括

<p>と地域課題包括支援センターとしての活動目標</p>	<p>活動目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護認定のある高齢者を毎月訪問しセルフマネジメント事業を継続する。</li> <li>・地域ケア個別会議により抽出された地域課題を、関係機関と共有し適切な支援につなげられるようにする。</li> <li>・地域に出向き健康教育や健康講話をおこない、高齢者の社会参加や生きがいづくりの場の提供や介護予防を推進する。</li> <li>・認知症高齢者が不安なく暮らせるよう、認知症初期から訪問等を通して信頼関係を築く。また、認知症カフェの充実や認知症サーポーターが活動できる体制を作る。</li> </ul> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域を支える担い手不足のため、ボランティアと高齢者との条件を合わせるのが難しい。</li> </ul>
------------------------------	--

## 令和4年度 指定介護予防支援業務委託事業所一覧(新規)

◎令和4年7月13日～令和5年3月7日に委託届出書の提出があったもの

	施設・事業所名	住所	法人名等
1	居宅介護支援事業所たんぽぽ	佐賀県武雄市朝日町大字中野11296-1	医療法人 雄邦会
2	あいずケアプランセンター山縣	佐世保市山県町6-3-1F	株式会社 あいず
3	居宅介護支援事業所のぞみ	佐世保市藤原町12番19号	合同会社のぞみ
4	介護の窓口 ふくにゃん	佐世保市権常寺町1丁目1番19号	社会福祉法人 福医会
5	社会福祉法人寛寿会(海南荘)	佐世保市俵ヶ浦町210番地	社会福祉法人 寛寿会

※委託契約満了(R5.3.31)後は、自動更新となる

## 地域包括支援センターの再選定について（案）

## ①圏域について

- ・圏域の数は現在の9か所に変更なし。
- ・内訳については、現在は23日常生活圏域で分けているが、次期は27地区自治協議会圏域で整理することとし、大幅な変更はない見込み。

包括	23 日常生活圏域	27 地区自治協議会圏域
早岐	①宮・広田 ②三川内 ③早岐 ④針尾・江上	①宮 ②広田 ③三川内 ④早岐 ⑤針尾 ⑥江上
日宇	⑤日宇	⑦日宇
山澄	⑥天神・福石・木風 ⑦潮見・白南風	⑧崎辺 ⑨南 ⑩山澄
中部	⑧小佐世保 ⑨戸尾・光園・山手	⑪中部
清水	⑩金比良・赤崎・九十九 ⑪清水・大久保	⑫西 ⑬愛宕 ⑭九十九 ⑮清水
大野	⑫春日 ⑬大野 ⑭柚木	⑯北 ⑰大野 ⑱柚木
相浦	⑮日野 ⑯中里・皆瀬 ⑰相浦・黒島・高島 ⑱浅子・小佐々	⑲中里皆瀬 ⑳相浦 ㉑黒島 ㉒小佐々
吉井	⑲吉井 ⑳世知原 ㉑江迎 ㉒鹿町	㉓吉井 ㉔世知原 ㉕江迎 ㉖鹿町
宇久	㉓宇久	㉗宇久

- ・現在、西大和地区（約350人）及び下楠木地区（約50人）においては、地域からの要望により例外的に地区自治協議会圏域の区分けを適用しているため、影響はない。
- ・上記2地区以外で、50人以上影響がある地域としては、三浦町の「アルファビル（マンション）」が山澄圏域から中部圏域へ、「鹿子前3組」が清水圏域から相浦圏域へ変更となる。

## ②職員数について

現在の「高齢者数2,000人に1人配置し、職員1人当たりの高齢者数が1,750人を超える場合さらに1人追加配置可能」を継続する。（宇久は引き続き2名配置）

## ③専門職について

佐世保市の現在の包括的支援事業の職員配置は、基本となる3職種各1名+追加配置職員という構成になっており、基本となる3職種各1名については、保健師のみ保健師に準ずる者の配置を認め、社会福祉士と主任ケアマネジャーは準ずる者を認めていない。

次期においては、包括的支援事業の全ての職員において3職種に準ずる者の配置を認めることとする。なお準ずる者の内訳は以下の通り。

3 職種	準ずる者
保健師	地域ケア・地域保健等に関する経験のある看護師であり、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。
社会福祉士	福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者。
主任ケアマネジャー	「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有する者。

ただし、社会福祉士に準ずる者・主任ケアマネジャーに準ずる者については、将来的に社会福祉士・主任ケアマネジャーの配置を行うこと。

以 上